



# かすみがうら市耐震改修促進計画（概要版）

## ◆計画の背景と目的

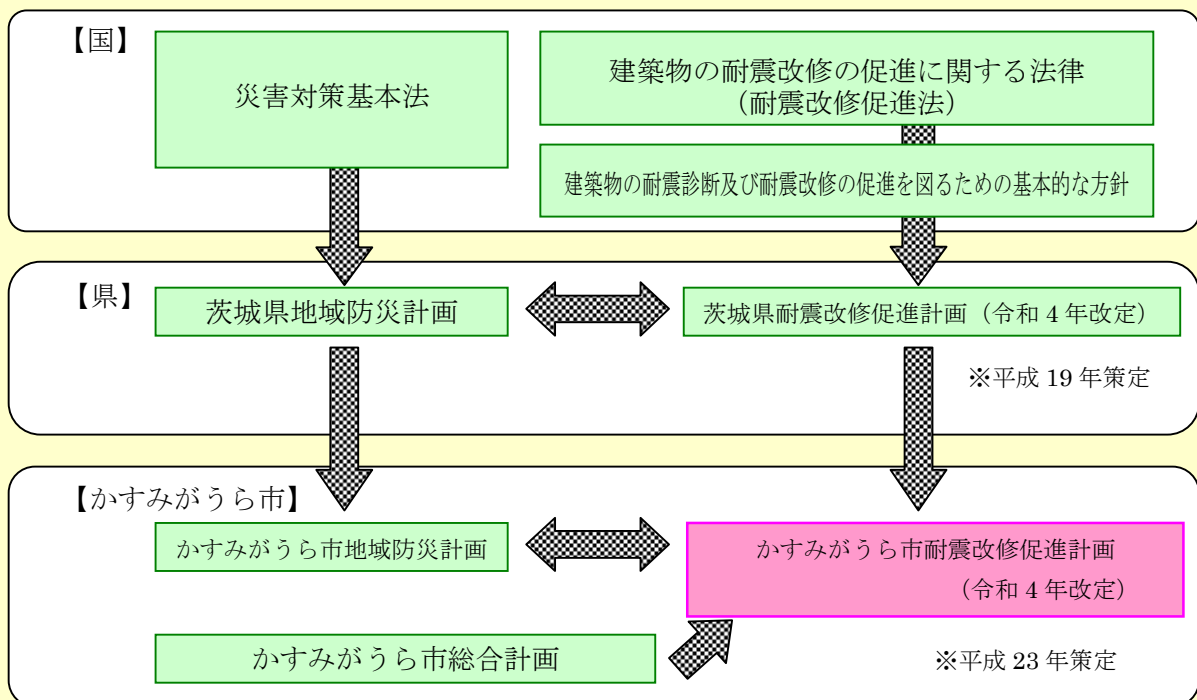
平成 7 年 1 月に発生した阪神・淡路大震災では、6,400 人余の命が奪われました。このうち、約 5,000 人が倒壊した建物に巻き込まれて亡くなっています。

この教訓を踏まえ平成 7 年 10 月に「建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成 7 年 10 月 27 日法律第 123 号）」が施行されました。更に、平成 17 年度の中央防災会議では、今後 10 年間で地震による被害を被害想定から半減させることを目標に定めています。

このような中、平成 19 年 7 月の新潟県中越沖地震、平成 20 年 6 月の岩手・宮城内陸地震、平成 23 年 3 月の東日本大震災など大地震が頻発しており、国では今後予想される地震被害の軽減を図るため、平成 25 年 11 月に耐震改修促進法の改正を、また、平成 30 年 6 月に発生した大阪府北部を震源とする地震等におけるブロック塀等の倒壊被害を踏まえ、平成 30 年 11 月には、耐震改修促進法施行令の改正を行っています。

こうした背景を踏まえるとともに、国の「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針」（令和 3 年 12 月 21 日、国土交通省告示第 1537 号）（以下、「基本方針」という。）に基づき、本市においても地震による住宅及び建築物の被害の軽減を図り、市民の生命と財産を保護するため、既存建築物の耐震化の促進を計画的かつ総合的に推進するための枠組みを定めることを目的として「かすみがうら市耐震改修促進計画」を定め、地震災害に強いまちづくりを推進します。

## ◆計画の位置づけ



## ◆計画期間

本計画の計画期間は、令和 4 年度から令和 7 年度までとし、社会経済状況や関連計画の改訂等に対応するため、必要に応じて計画内容を見直します。

## ◆対象となる建築物

原則として建築基準法における新耐震基準（昭和56年6月1日施行）以前に建築された建築物のうち、次に示すものとします。

種類	内容
住宅	戸建住宅、共同住宅（長屋住宅を含む）、市営住宅
特定建築物	耐震改修促進法第14条に定める特定建築物で、民間及び市が所有する建築物
市有建築物	市所有の公共建築物（2階以上又は延床面積200㎡以上）

## ◆特定建築物とは

### ①多数の者が利用する建築物（1号特定建築物）

法第14条第1号では、庁舎、学校、病院、老人ホーム、集会場、ホテル、百貨店など多数の者が利用する建築物で一定規模以上のものとしています。

### ②危険物を取り扱う建築物（2号特定建築物）

法第14条第2号では、一定数量以上の石油類、火薬類など危険物の貯蔵場又は処理場として使われている建築物としています。

### ③地震によって倒壊した場合において道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とする建築物（3号特定建築物）

法第14条第3号では、緊急輸送道路沿いの建築物で、倒壊により道路を閉塞させるおそれのある建築物としています。

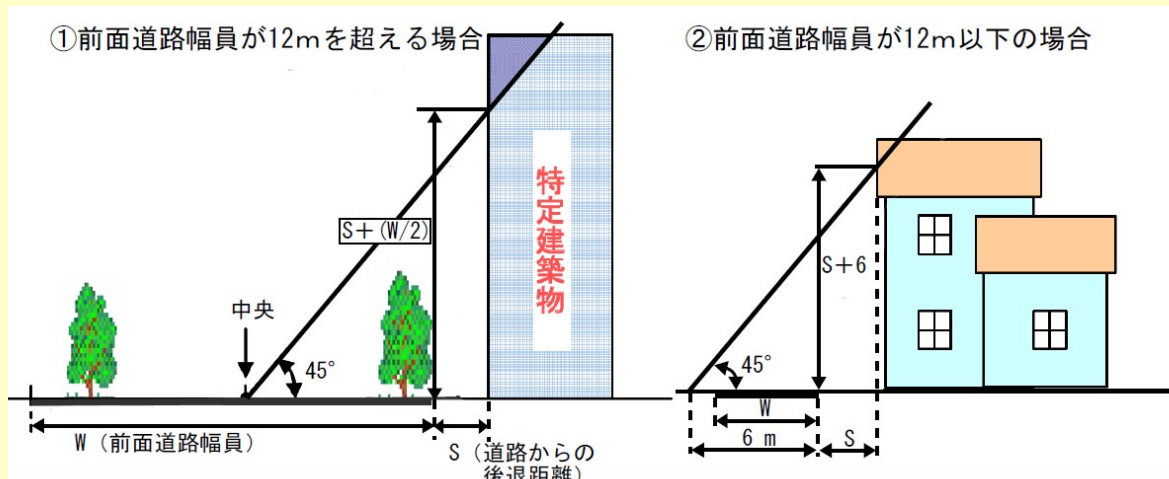


図 道路を閉塞させるおそれのある建築物

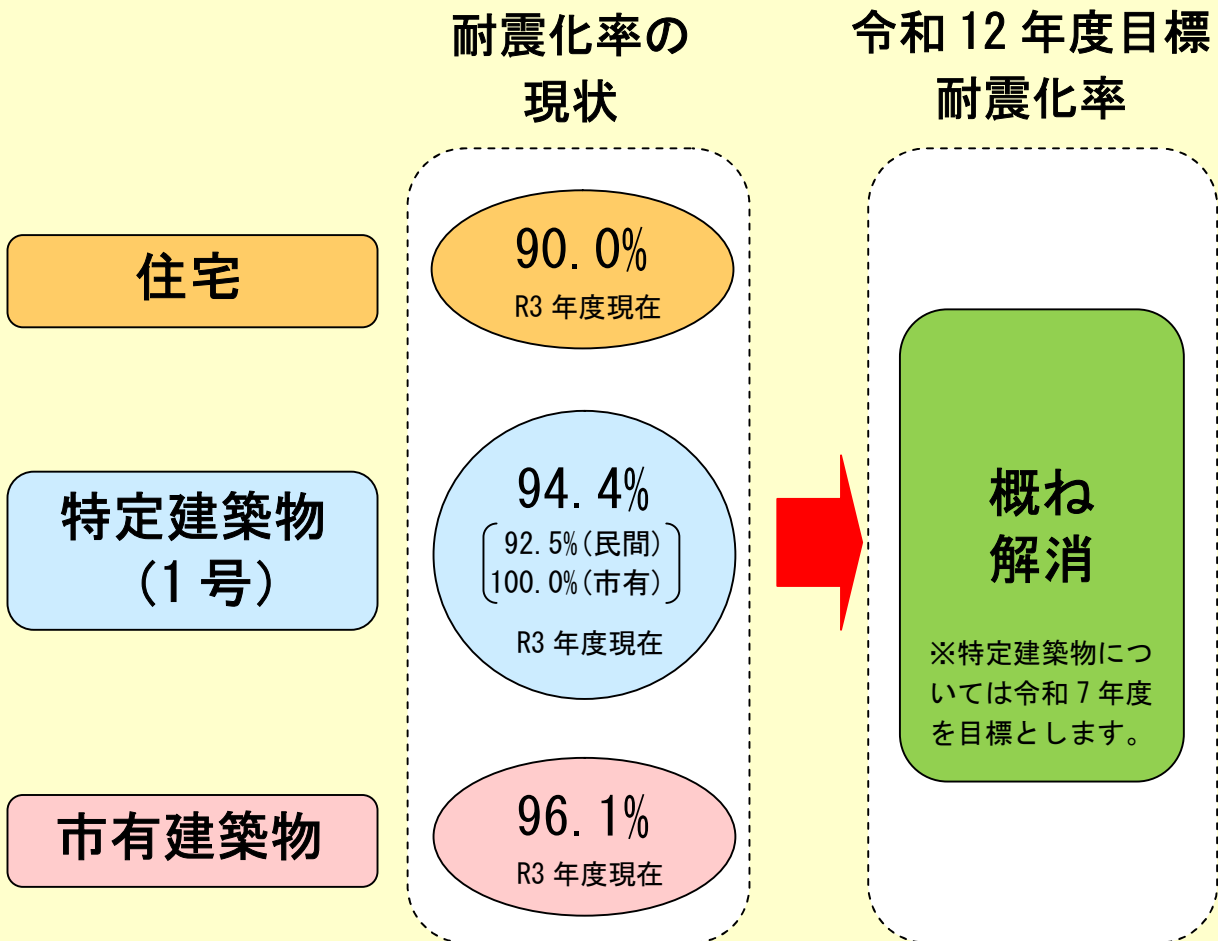
## ◆地震の発生

平成20年6月の「岩手・宮城内陸地震」は、これまで活断層が存在しないと思われていた場所で発生しており、地震の発生が懸念されていなかった場所でも、大きな被害をもたらす地震が発生することが予想されます。

このように、地震は「いつ」「どこで」発生するか予想することができず、日頃から地震に対して備えておくことが重要です。

## ◆耐震化の現状と目標

耐震化率の現状を踏まえ、令和 12 年度目標耐震化率について次のように設定します。



なお、住宅、特定建築物、市有建築物の耐震化の現状については、それぞれ次のようになっています。

- 住宅については、令和 3 年度現在の本市の住宅総数は 15,227 戸、このうち 13,703 戸が耐震性を有する住宅となっており、耐震化率は 90.0%となります。
- 1号特定建築物の耐震化率は、民間が 92.5%、市有が 100.0%、合計すると 94.4%となっています。
- 市有建築物 (2 階以上または延床面積 200 m<sup>2</sup>以上) については、耐震化率は 96.1%となっています。

## ◆耐震診断・耐震改修に係る基本的な取組み方針

### かすみがうら市の役割

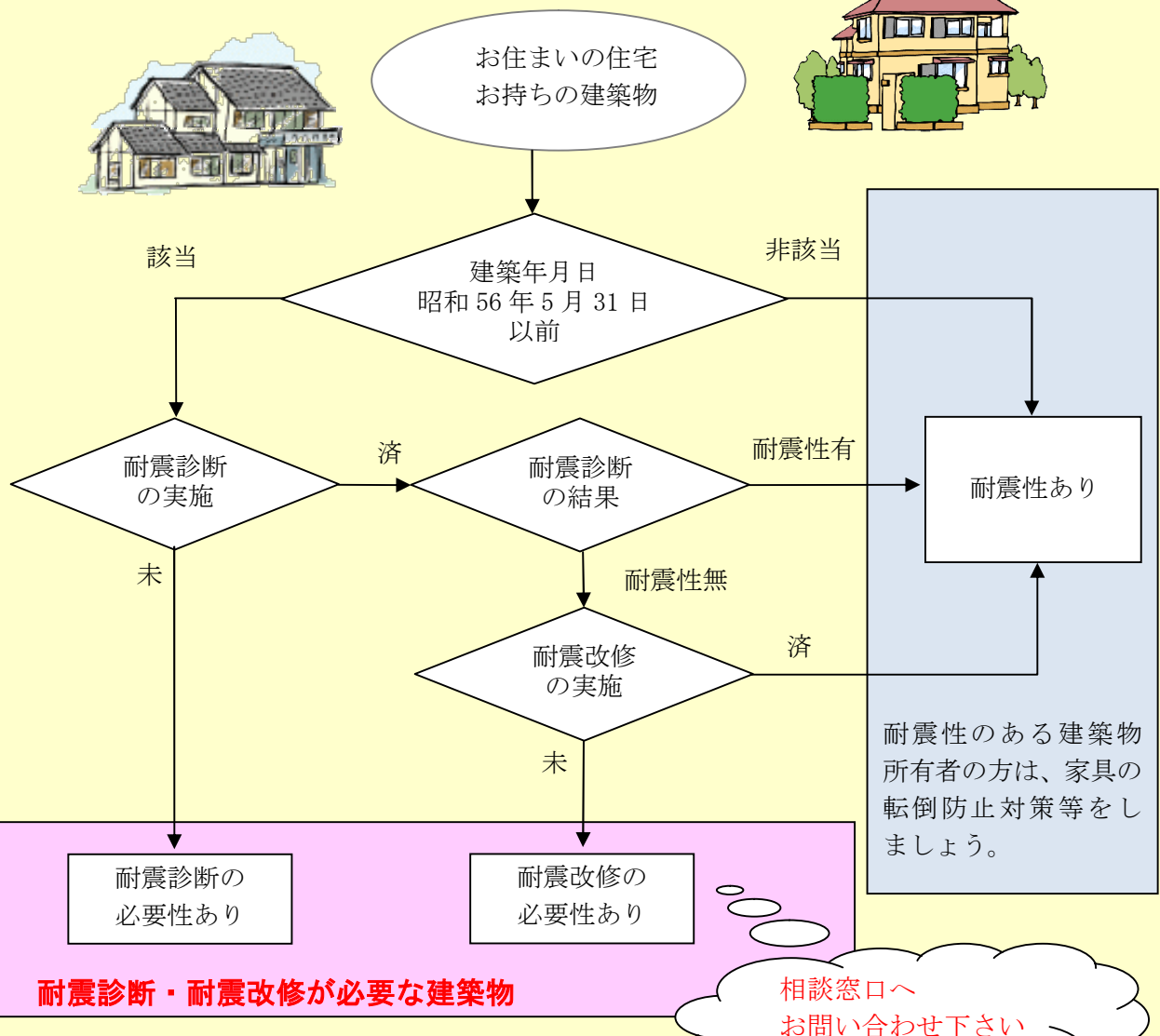
建築物の所有者等が主体的に耐震化に取り組むことができるよう支援します。旧耐震基準の建築物の所有者、管理者等に対し、耐震化に向けた情報提供や意識啓発を行い市民の理解を深めながら、耐震診断及び耐震改修を促すほか、市民の安全確保の上で耐震化の必要性の高い建築物については、必要に応じ所管行政庁と連携して指導、勧告その他の措置を講じます。また、市が所有・管理する公共建築物については、計画的な耐震化を進めます。

### 市民及び建築物所有者の役割

地震による建築物の倒壊及び損傷が生じた場合、自らの生命と財産はもとより、建築物の倒壊による道路の閉塞や建築物の出火など、地域の安全性に重大な影響を与えかねないということを十分認識して、自己の責任において建築物の地震に対する安全性を確保するよう努力するものとします。

## ◆耐震診断・耐震改修の判断

お住まいの住宅、お持ちの建築物について、耐震診断・耐震改修の必要性の有無を確認してみましょう。



## ◆安全への取り組み

本市では、建築物の地震に対する安全性の向上を図るために、様々な取り組みを行います。

### 安心して耐震改修を行うことができるようにするための環境整備

- ・耐震診断マニュアルの活用
- ・住宅耐震・リフォームアドバイザーの登録リストの活用



### 地震時の建築物の総合的な安全対策

- ・ブロック塀等の倒壊防止対策
- ・ガラス・天井の落下防止対策
- ・エレベーターの閉じこめ防止対策

### 地震発生時に通行を確保すべき道路

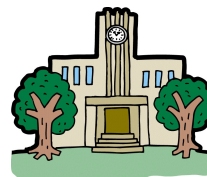
- ・県指定の緊急輸送道路

### 重点的に耐震化すべき区域

- ・木造率の高い区域や旧基準建築物の多く残る区域
- ・市街地等建築物が密集した区域

### 優先的に耐震化に着手すべき建築物

- ・災害対策施設（庁舎等）
- ・救援救護施設（消防署・病院・診療所）
- ・避難施設（学校、体育館、集会所等）
- ・要援護者施設（幼稚園、保育所、社会福祉施設等）



### 相談体制の整備及び情報提供の充実等

- ・相談体制の整備
- ・情報提供の充実
- ・リフォームにあわせた耐震改修の誘導
- ・家具の転倒防止策の推進
- ・地域住民等との連携（取り組み支援策）



### その他建築物の耐震診断及び耐震改修の促進

- ・所管行政庁との連携
- ・関係団体等との連携・協力

**《相談窓口》**

**かすみがうら市 都市建設部 都市整備課**

**〒300-0912 茨城県かすみがうら市大和田 562 TEL 0299-59-2111/029-897-1111**